

門前に於て、全從業員に槍を示す。

に緊急中央委員會を開き、對抗策を協議し、正午休憩時間に職工大會を開くことを決議したのである。正午會社内に全從業員大會を開催、司會者金田氏、開會を宣し、大會の決議を以て代表者五名を選び、今回の不當解雇を詰問し、其復職を通るのである。

然るに工人課長代理は、集團的威力を恐れ解散せぬ以上交渉委員と面會せぬと拒む、然し大勢は已に動かし難く、たれ一人退く者なし、演説は續けられ、引いては示威運動の行進は堂々とけれ、遂にやむなく會社側より折れて交渉委員と會見す。時に四時半、當日一齊に定時間終業、直ちに芝浦月見樓に於て、交渉委員の報告演説會を開催す、場の内外從業員を以て埋まり、司會者起て開會を宣し、報告に入るや、突然武階落し解散の止むなきに至る、それより同所に於て有志並に中央委員會を開く。

七月拾一日一同出勤、全從業員は、第壹廻轉機工場に集合、演説會を開き、今後の對策を協議す。一方交渉委員は再び會社責任者に面會を求む、工人課長代理に面會したれども要領を得ず、依て社長に面會を求む、然るに社長不在のため直ちに會見することを得ず、同日午後四時頃に至り、明十一日午前十時頃社長自から交渉委員に面談することを申込み来る。

同日協調會館に於て大會を開く筈なりしも、會場の都合上、工場内にて大會を正式に開く。滿場一致を以て「我等は要求の貫徹するまで最後まで戦ふ」ことを決議し、實行委員の選出、今後の運動方法を協議す。七月拾壹日、本日も昨日と同様「壹機工場」に集合し會社各長の回答を待つ、連日の雨晴れれば一同列を組んで壹機工場を繰出して全工場を一周し大示威運動をなす。時に午後十時……交渉委員社長に會見す、交渉二時間に渡りて終る。社長の解答たるや實に無誠意にして何等考慮の余地無しとの一言を以てはねつけ、あまつさへ壹機工場に集合せる以上、斷然たる處置を取り、追加減筆者云々の威嚇的言辭を弄して、我等が要求は一蹴されてしまつたのである。

交渉委員は直ちに此旨實行委員會に告ぐ。

實行委員會は最早交渉の余地なしと認め、速時退場を決議す、直に全從業員大會を開き、交渉の結果を報告す、報告終るや、全從業員は交々起て會社の暴虐を絶叫し、滿場一致を以て實行委員會の決議は可決され、一齊に退場と決す、時將に午後三時、各工場より列を組んで正々堂々無言のまゝ芝増上寺に引上げ。

二千五百有余の從業員は滿場に溢れ、直ちに全從業員大會を再び開き茲に始めて、労働者の最後の武器であるストライキを宣言し、五ヶ條の要求案を可決し、愈々會社と戦ふこととなつたのである。各友誼團體の應援演説を終り六時散會。……實行委員は三樂に集合、今後の策戰準備を整ひ、委員の選定を行ひ、全力を集中して戦ふことを誓ふ。

七月十二日、爭議團本部を芝浦日米倉庫跡に置き、分區事務所を設け、戦ひの火ぶたは切て落されたのである。交渉委員は要求案と會社に提出し、解答を過る。翌日午前拾時會社側と交渉委員六名會見、要求に対する解答あり、五ヶ條の要求はことごとく拒絶し、尙更に八名の犠牲者を發表して我等に挑戦し來つたのである。茲に於て争議は愈々持久戦に入つたのである。翌日更に大會の決議を以て八名の解雇取消しを要求す。翌日追加要求に對する解答ありたれども前の如く考慮の余地なしとの一言にて拒絶さる。

我等は此會社の暴虐に對し徹底的に抗争すべく餘々結束を固め、持久戦の準備を整ひ、一方社長に直接交渉を開始す。此間爭議團は飢と暑さに戦ひ、あらゆる手段を以て、要求貫徹につとめたのである。或時は示威に或時は交渉に、神社参拜に、亦給料受取の困難も突破して、我等の目的に向つて猛進したのである。

方鶴見工場も殆ど休業し益々結束を強固ならしめたのである。

翌朝全員直ちに本部に集合、交渉委員より報告あり、之に對する態度を全從業員に無記名投票を以て謀る。實行委員は各分區投票を報告して實行委員會に望む、絕對多數は最後まで戦ふことを主張す。然し乍ら過去に於ける爭議・實證と實際に於ける戰術に於て、事態こゝに及びし時、これ以上持久戦は不利なりとの意見續出し遂に實行委員會は爭議打切りを、決議す。此旨直ちに大會に謀り、從業員元より之満足すべきものではない。熱烈せん從業員は容易に打切りを聞入れず、實にすきまじきものであつて、而し眞實に當時の事情をよく洞察し、吾等の立場を考へた時、先づ此妥協案に依て爭議を打しるが得策なりと覺り、甚しき全從業員は涙を呑んで爭議を打切りに至る。列々紹介して本音を發、入場式を行ひ、萬歳を三唱して散會、かくして十数日かの爭議も茲に結末を告げたのである。

大正十四年七月二十一日附を以て左の覺書に調印し、圓滿解決す。

覺書

要求一 今回ノ被解雇者ノ復職
答 容認シ難ニ但シ十八名ニ對シ制規ノ給與（解雇手当、勤続手当、退職慰労金）
外金百圓ヲ賜與ス

要求二 八時間制ノ實施
答 既ニ研究中ナレドモ重ネテ考慮スベシ

要求三 今後絶対ニ不當解雇ヲセザルコト
答 滯リニ（今回ノ十八名ニ對スル様ナ解雇）解雇者ヲ出サズ

要求四 今回ノ爭議ニ就キ絶対ニ犠牲者ヲ出サズ
答 明日ヨリ就業セバ之レ以上犠牲者ヲ出サズ

要求五 今回ノ混業中ノ日給ヲ支給ハルコト
答 支給シ難シ但シ急業中ノ十日十一日ノ兩日ニ對スル日給同額ノ半當ヲ支給ス

要求六 今回ノ爭議中ニ於ケル被解雇者ヲ取消スコト
答 取消難シ且シ八名ニ對シ特ニ退職慰労金ヲ支給シ外ニ金八百圓也ヲ贈與ス

大正十四年七月二十一日

株式會社 芝浦製作所

同 工 人 代 表

吾等は此の争議の顛末を報告するに當り、尙吾等労働階級の力があまりに貧弱であり、無自覺なる兄弟のあることを悲しむものである。吾等が眞に自覺し、眞に團結し、眞に勝利であることは必ず我等の勝利であることは疑ざる事實である。吾等が今日の結果を來たしたと云ふのもそこに無産者として、労働者としてあまりに無自觉であり、お互の訓練の不足と、眞實味の乏しき所以であると云ふ。

吾等、今涙を呑んで妥協案の前に銘を納める。それと同時に其の結果を生じた原因がどこにあるかをハッキリ知つた。吾等は徒然に流言と語に迷されてはならない、罪は各人にあるのだ。

冷静に考慮する時、流言は争議の結果を利用して組合を覺亂せんとする惡魔である。吾等は今日の此の結果はやがてまた起つべき日の試練と考へ再び戰旗を掲げて猛進することを諸君に誓ふ。

尚最後に吾が芝浦労働組合は、友誼團體諸君の熱誠なる應援の前に此の結果を恥ずる、同時に今日迄での獻身的應援を感謝し、吾等に再び斯如き恥を繰り返さることを誓ふ次第である。